平成３０年（フ）第１７５０号
東京都世田谷区桜新町１―17―14―302、住民票上の住所奈良県奈良市百楽園１丁目８―23―510
債務者　太田　憲利
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　晃一
4　破産債権の届出期間　平成30年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７６４号
東京都世田谷区上北沢４丁目33―21―324
債務者　大久保　将
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　　弘
4　破産債権の届出期間　平成30年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７６５号
東京都大田区西六郷４丁目３－１―305
債務者　市野　麻理
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　雅臣
4　破産債権の届出期間　平成30年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７６９号
東京都豊島区池袋２丁目24―５―401
債務者　板橋　保弘
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　直也
4　破産債権の届出期間　平成30年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５８４号
東京都立川市富士見町６丁目54―105
債務者　青木　祐介
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　良匡
4　破産債権の届出期間　平成30年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６８６号
東京都世田谷区砧５丁目21―22　メゾンドルチェＡ―203
債務者　土屋　久枝
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝倉　祐介
4　破産債権の届出期間　平成30年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７３１号
東京都世田谷区羽根木１丁目12―８―307
債務者　西川　周平
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福崎　剛志
4　破産債権の届出期間　平成30年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５２７号
横浜市南区中村町１丁目39番地
債務者　小笠原有美
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　高王
4　破産債権の届出期間　平成30年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４号
広島県呉市本通４丁目３番17号
債務者　籔根　保雄
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相原新太郎
4　破産債権の届出期間　平成30年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第１５号
広島県呉市本通４丁目３番17号
債務者　籔根みほ子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相原新太郎
4　破産債権の届出期間　平成30年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第７７号
新潟市西区鳥原797番地13　メゾンアリーナ105号、前住所新潟市西区鳥原634番地28
債務者　渡辺　正義
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小海　要吉
4　破産債権の届出期間　平成30年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７８号
新潟市西区鳥原797番地13　メゾンアリーナ105号、前住所新潟市西区鳥原634番地28
債務者　渡辺　弘子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小海　要吉
4　破産債権の届出期間　平成30年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９７号
広島市東区山根町40番13号
債務者　杉田　博美
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　寛之
4　破産債権の届出期間　平成30年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部